

「三重の木」認証製材工場の要件

(認証の条件)

第1 認証製材工場は、原則として次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 「三重の木」の規格基準に適合する木材製品を製造することができる機械及び施設を有していること。
- (2) 認証製材工場の製造工程において、委託等により他の工場が一部の工程を担う製造方式をとる場合は、第5の要件を満たすこと。
- (3) 品質管理ができる体制が整備されていること。
- (4) 当該年度の三重県木材業者登録をしていること。
- (5) 当該年度の合法木材供給事業者登録をしていること。

(施設基準)

第2 認証製材工場は、原則として次の各号に掲げる施設を所有していなければならない。

(1) 機械設備

大割り機械（自動送材車式帯鋸盤等）小割り機械（テーブル式・ローラ式帯鋸盤）、ギャングエジャー又はギャングリッパー、横切り機械及び材面調整機等のいずれかを有していること。

(2) 作業場広さ

原木・材料・製品などの移動や運搬をフォークリフト等で作業するのに、適切な広さや明るさを有し、作業場での作業に支障を来すことがなく、労働安全上、効率的な作業環境が確保されていること。

(3) 木材製品保管施設

木材製品を保管するのに必要な広さ、明るさ及び木材製品の品質を保持できる施設であること。

(品質管理)

第3 認証木材工場は、品質管理を確保するのに必要な品質管理器具を所有していなければならない。

直定規、直角定規、鋼鉄製巻尺、含水率計等

(製造管理)

第4 認証製材工場は、「三重の木」の規格基準の従業員への周知を図り、意識の向上等に努めなければならない。

(他の工場が工程の一部を担う製造方式)

第5 認証製材工場は、「三重の木」の製造において、他の工場へ工程の一部を委託等する場合は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 木材製品に対する責任は認証工場が負うこと。
- (2) 製造工程の内、乾燥工程又は仕上げ工程のいずれかを認証製材工場が行っており、特に、仕上げ工程を他の工場によっている場合は、製品出荷時における検査が確実になされていることが認められること。
- (3) 委託先の工場において製品管理が明確になされており、他製品との混合が生じないこと。